

議題

(4) 神崎市巡回バス事業計画の変更(案)について

1. 変更しようとする理由

他の公共交通網との接続を確保する観点から、運行計画等を変更することで、市内における交通利便性の一層の向上を図る。

2. 変更しようとする事項

(1) 路線定期運行

① 運行計画

ア 運行系統毎の運行回数並びに始発及び終発の時間

- ・ 別添のとおり

(2) 区域運行

① 営業区域

(旧)

ア 北部デマンド

神崎市神埼町神埼、枝ヶ里、本堀、田道ヶ里、本告牟田、尾崎、竹、鶴、城原、志波屋、的 地内

イ 中部デマンド

神崎市神埼町神埼、枝ヶ里、西小津ヶ里、永歌、本堀、田道ヶ里、横武、本告牟田、姉川、鶴、城原、的、千代田町直鳥、姉、黒井、嘉納、詫田、下板、境原、下西 地内

ウ 南部デマンド

神崎市神埼町本堀、田道ヶ里、鶴、千代田町直鳥、嘉納、詫田、下板、境原、餘江、下西、崎村、渡瀬、柳島、迎島、用作 地内

(新)

ア 北部デマンド

神崎市神埼町神埼、枝ヶ里、本堀、田道ヶ里、本告牟田、尾崎、竹、鶴、城原、志波屋、的 地内

イ 中部デマンド

神崎市神埼町神埼、枝ヶ里、西小津ヶ里、永歌、本堀、横武、田道ヶ里、本告牟田、姉川、尾崎、竹、鶴、城原、的、千代田町直鳥、姉、黒井、嘉納、詫田、下板、境原、下西 地内

ウ 南部デマンド

神崎市神埼町本堀、田道ヶ里、本告牟田、鶴、千代田町直鳥、嘉納、詫田、下板、境原、餘江、下西、崎村、渡瀬、柳島、迎島、用作 地内

② 運送の区間

ア 上り

営業区域内の路線定期運行の停留所又は区域運行の乗降場所 から
指定の路線定期運行の停留所又は区域運行の乗降場所 まで

イ 下り

指定の路線定期運行の停留所又は区域運行の乗降場所 から
営業区域内の路線定期運行の停留所又は区域運行の乗降場所 まで

※ 新旧ともに事業計画上の表記は変わらない。

※ 区域運行の乗降場所を追加する（上り、下りともに）

③ 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間

ア 運行時間（各コース共通） … 変更なし

	発車時刻	到着時刻	予約時間	備考
①	08時30分	09時20分	前日17時00分まで	上り
②	09時30分	10時20分	前日17時00分まで	上り
③	10時30分	11時20分	当日09時30分まで	上り
④	13時00分	13時50分	当日12時00分まで	上り
⑤	14時30分	15時20分	当日13時30分まで	上り
⑥	10時30分	11時20分	当日09時30分まで	下り
⑦	11時30分	12時20分	当日10時30分まで	下り
⑧	13時00分	13時50分	当日12時00分まで	下り
⑨	15時00分	15時50分	当日14時00分まで	下り
⑩	16時30分	17時20分	当日15時30分まで	下り

※ 運行車両は運行事業者のタクシー車両を併用して使用する。

④ 予約受付の手段及び方法 … 変更なし

ア 利用登録

利用登録者は予め、氏名、住所、電話番号などを登録する。

登録窓口：神崎市企画課、千代田支所総合窓口課

イ 予約受付

③アに記載の予約時間までに予約が必要。

予約窓口：運行事業者

3. 変更予定日

令和4年10月1日

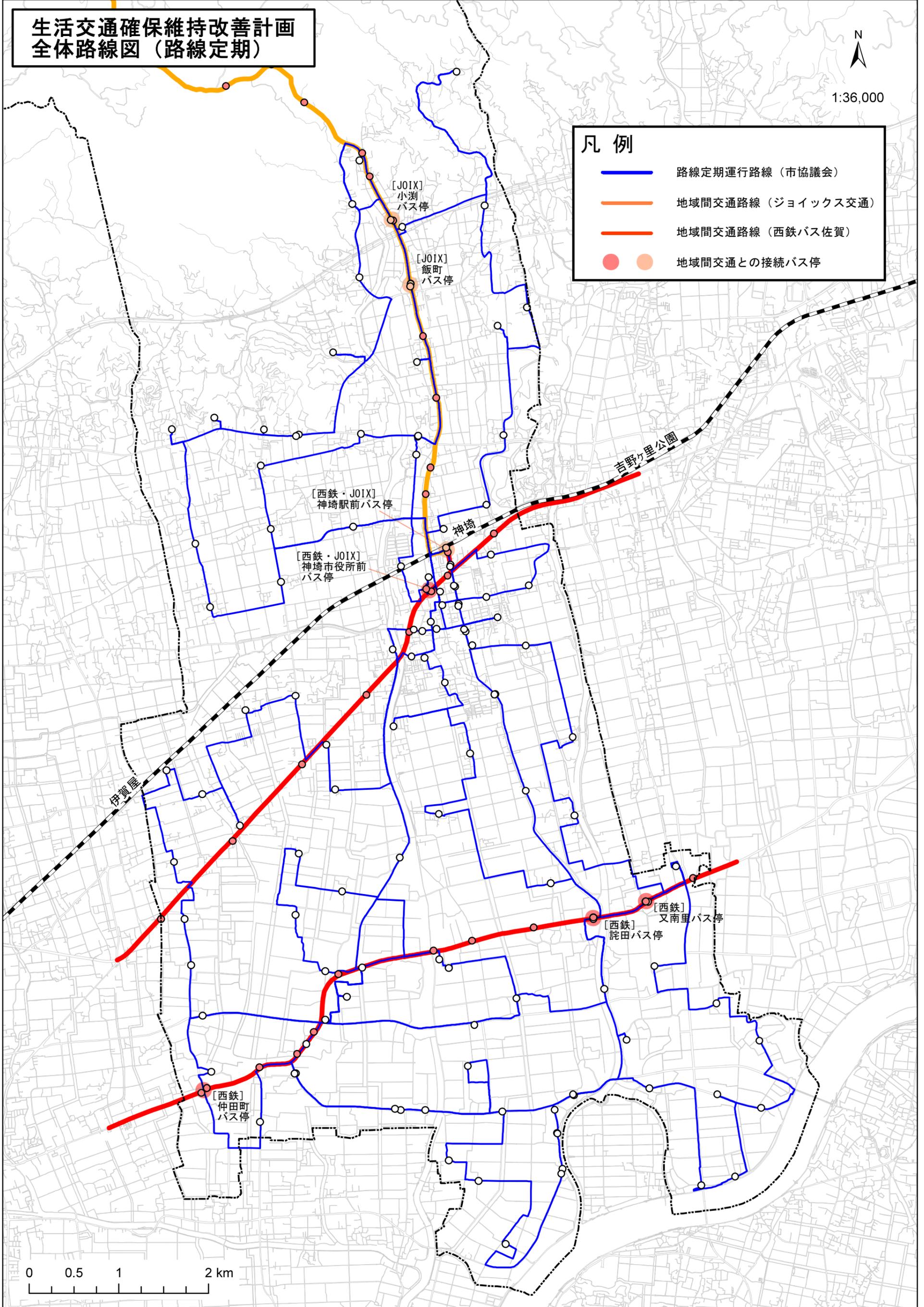
生活交通確保維持改善計画 全体路線図（路線定期）



1:36,000

凡例

- 路線定期運行路線（市協議会）
- 地域間交通路線（ジョイックス交通）
- 地域間交通路線（西鉄バス佐賀）
- 地域間交通との接続バス停

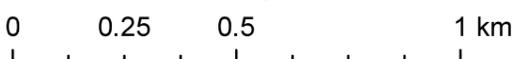
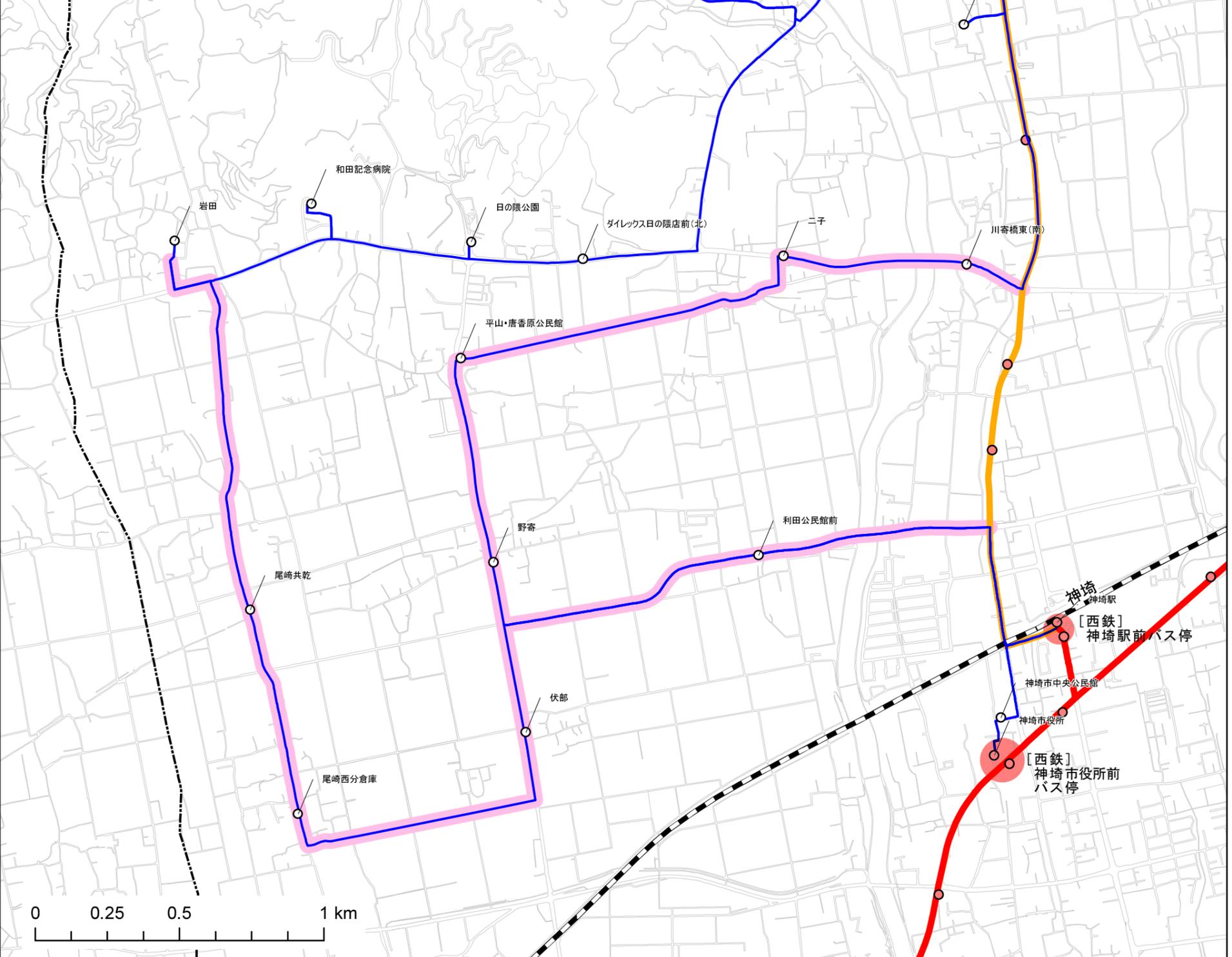


生活交通確保維持改善計画 路線図 系統番号1・2 北部コース西（路線定期）

凡例

- 路線定期運行路線（市協議会）
- 路線定期運行路線（フリー乗降区間）
- 地域間交通路線（ジョイックス交通）
- 地域間交通路線（西鉄バス佐賀）
- ● 地域間交通との接続バス停

バス停留所	第1便 (左回り)	第2便 (右回り)	第3便 (左回り)	第4便 (右回り)
1 神崎駅	9:08	11:00	13:43	17:55
2 利田公民館前	9:06	11:02	13:41	17:57
3 伏部	9:02	11:05	13:37	18:00
4 尾崎西分倉庫	8:59	11:08	13:34	18:03
5 尾崎共乾	8:58	11:09	13:33	18:04
6 岩田	8:54	11:13	13:29	18:08
7 和田記念病院	8:52	11:15	13:27	18:10
8 日の隈公園	8:47	11:20	13:22	18:15
9 ダイレックス日の隈店	8:45	11:22	13:20	18:17
10 城原公民館	8:42	11:25	13:17	18:20
11 朝日	8:39	11:28	13:14	18:23
12 梅の花神崎村	8:38	11:29	13:13	18:24
13 仁比山温泉もみじの湯	8:37	11:31	13:12	18:26
14 小淵	8:36	11:32	13:11	18:27
15 高速神崎バス停前	8:35	11:33	13:10	18:28
16 飯町バス停	8:33	11:35	13:08	18:30
17 右原団地	8:31	11:37	13:06	18:32
18 川寄橋東	8:28	11:40	13:03	18:35
19 八子(二子)	8:27	11:41	13:02	18:36
20 平山・唐香原公民館	8:26	11:42	13:01	18:37
21 野寄	8:25	11:43	13:00	18:38
22 利田公民館前	8:22	11:46	12:57	18:41
23 神崎市中央公民館	8:18	11:50	12:53	18:45
24 神崎市役所	8:17	11:51	12:52	18:46
25 神崎駅	8:15	11:53	12:50	18:48



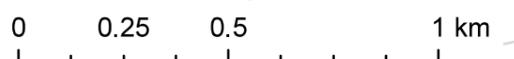
生活交通確保維持改善計画 路線図
 系統番号 3・4 北部コース東 (路線定期)

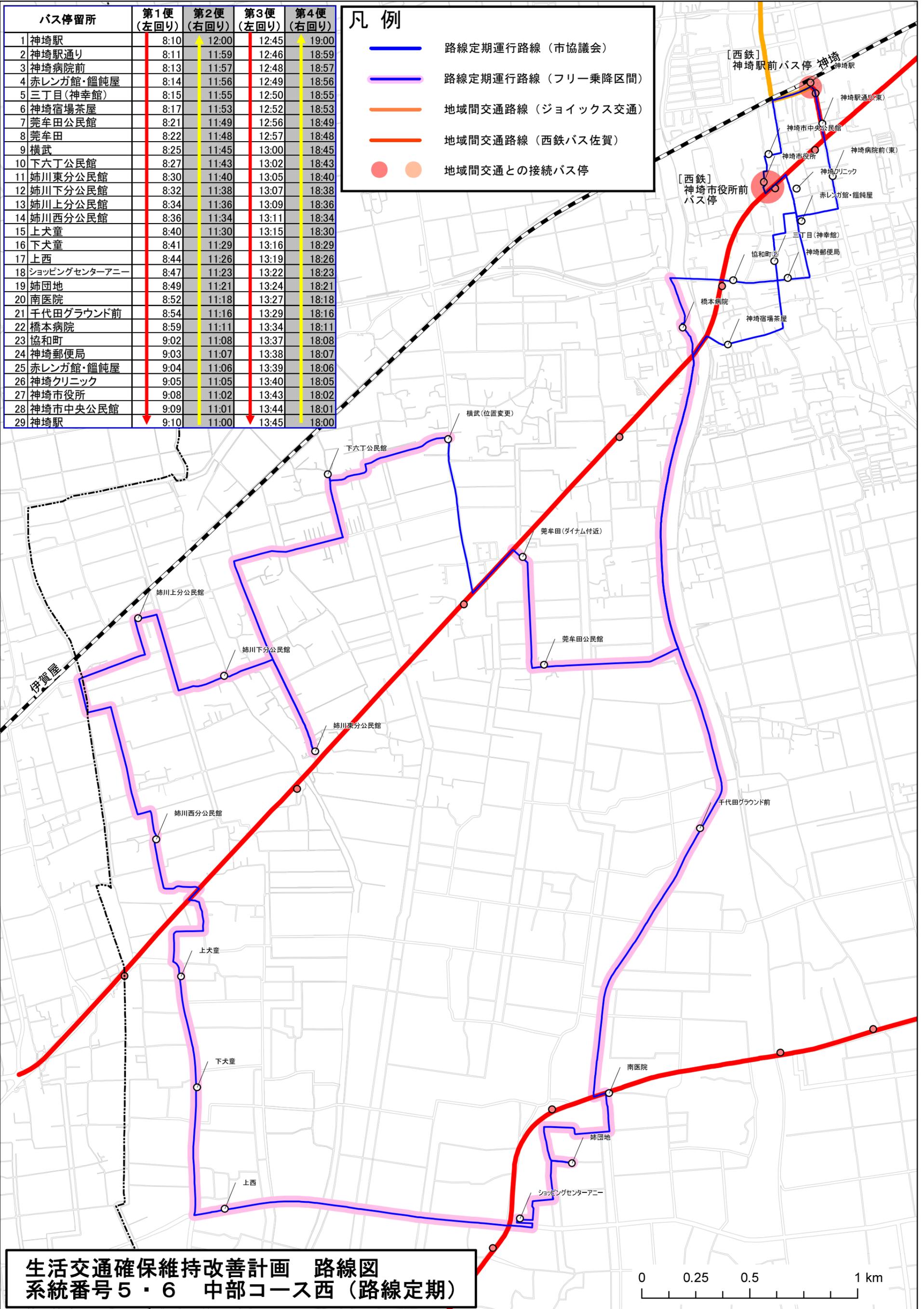
1:16,000

凡例

- 路線定期運行路線 (市協議会)
- 路線定期運行路線 (フリー乗降区間)
- 地域間交通路線 (ジョイックス交通)
- 地域間交通路線 (西鉄バス佐賀)
- ● 地域間交通との接続バス停

バス停留所	第1便 (右回り)	第2便 (左回り)	第3便 (右回り)	第4便 (左回り)
1 神埼駅	9:08	10:10	14:43	16:50
2 JA神埼支所	9:06	10:12	14:41	16:52
3 吉野ヶ里歴史公園西口	9:04	10:14	14:39	16:54
4 馬郡	9:02	10:16	14:37	16:56
5 王仁博士顕彰公園	9:00	10:18	14:35	16:58
6 東山	8:58	10:20	14:33	17:00
7 志波屋公民館	8:54	10:24	14:29	17:04
8 三谷	8:49	10:29	14:24	17:09
9 高速神埼バス停前	8:43	10:35	14:18	17:15
10 小淵	8:42	10:36	14:17	17:16
11 梅の花神埼村	8:41	10:37	14:16	17:17
12 仁比山温泉もみじの湯	8:39	10:39	14:14	17:19
13 飯町バス停	8:36	10:42	14:11	17:22
14 右原団地	8:33	10:45	14:08	17:25
15 川寄橋東	8:30	10:48	14:05	17:28
16 鶴西公民館前	8:28	10:50	14:03	17:30
17 犬の目(旧あらた家具前)	8:27	10:51	14:02	17:31
18 神埼市役所	8:25	10:53	14:00	17:33
19 神埼市中央公民館	8:22	10:56	13:57	17:36
20 神埼クリニック	8:20	10:58	13:55	17:38
21 神埼病院前	8:18	11:00	13:53	17:40
22 神埼駅通り	8:16	11:02	13:51	17:42
23 神埼駅	8:15	11:03	13:50	17:43





生活交通確保維持改善計画 路線図
 系統番号5・6 中部コース西 (路線定期)

0 0.25 0.5 1 km

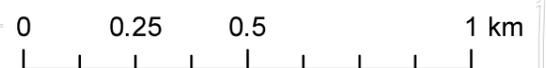
生活交通確保維持改善計画 路線図
 系統番号 7・8 中部コース東 (路線定期)

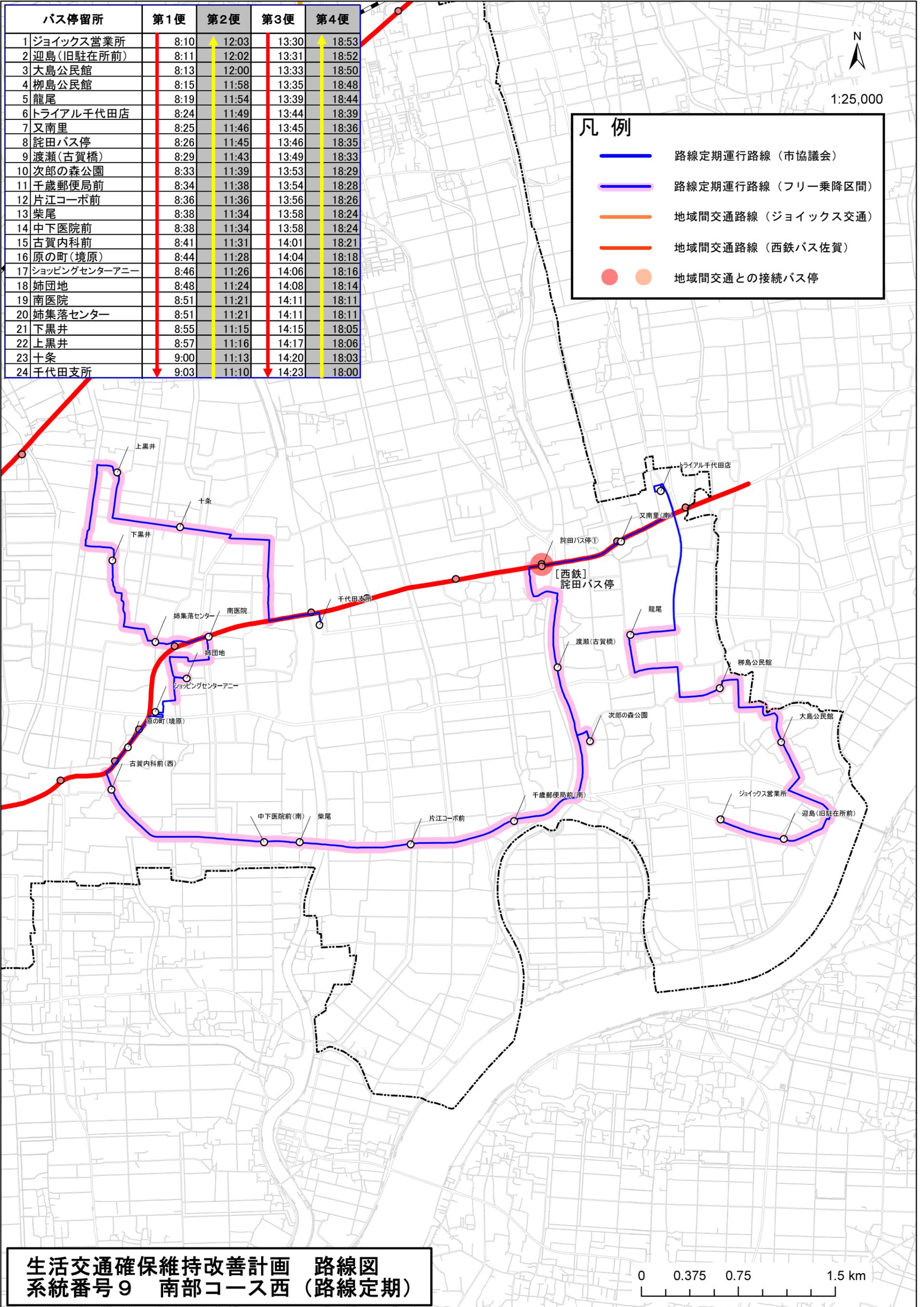
1:15,000

凡例

- 路線定期運行路線 (市協議会)
- 路線定期運行路線 (フリー乗降区間)
- 地域間交通路線 (ジョイックス交通)
- 地域間交通路線 (西鉄バス佐賀)
- ● 地域間交通との接続バス停

バス停留所	第1便 (右回り)	第2便 (左回り)	第3便 (右回り)	第4便 (左回り)
1 神埼駅	8:10	10:50	13:55	17:50
2 神埼駅通り	8:12	10:48	13:57	17:48
3 駅ヶ里	8:15	10:45	14:00	17:45
4 ひのはしら一里塚	8:19	10:41	14:04	17:41
5 出来町	8:20	10:40	14:05	17:40
6 一丁目公民館	8:21	10:39	14:06	17:39
7 なかしま整形外科前	8:23	10:37	14:08	17:37
8 JAスタンド前	8:25	10:35	14:10	17:35
9 ショッピングセンターサビエ	8:26	10:34	14:11	17:34
10 神納	8:27	10:33	14:12	17:33
11 曾根ヶ里公民館	8:29	10:31	14:14	17:31
12 蔵戸構造改善センター	8:32	10:28	14:17	17:28
13 トライアル千代田店	8:37	10:23	14:22	17:23
14 又南里	8:40	10:20	14:25	17:20
15 詫田バス停	8:42	10:18	14:27	17:18
16 高志	8:44	10:16	14:29	17:16
17 大門公民館	8:49	10:11	14:34	17:11
18 永歌公民館	8:53	10:07	14:38	17:07
19 神陽団地公民館	8:55	10:05	14:40	17:05
20 小津ヶ里	8:59	10:01	14:44	17:01
21 四丁目公民館	9:00	10:00	14:45	17:00
22 三丁目(神幸館)	9:02	9:58	14:47	16:58
23 赤レンガ館・饅頭屋	9:03	9:57	14:48	16:57
24 神埼クリニック	9:04	9:56	14:49	16:56
25 神埼市役所	9:08	9:52	14:53	16:52
26 神埼市中央公民館	9:09	9:51	14:54	16:51
27 神埼駅	9:10	9:50	14:55	16:50



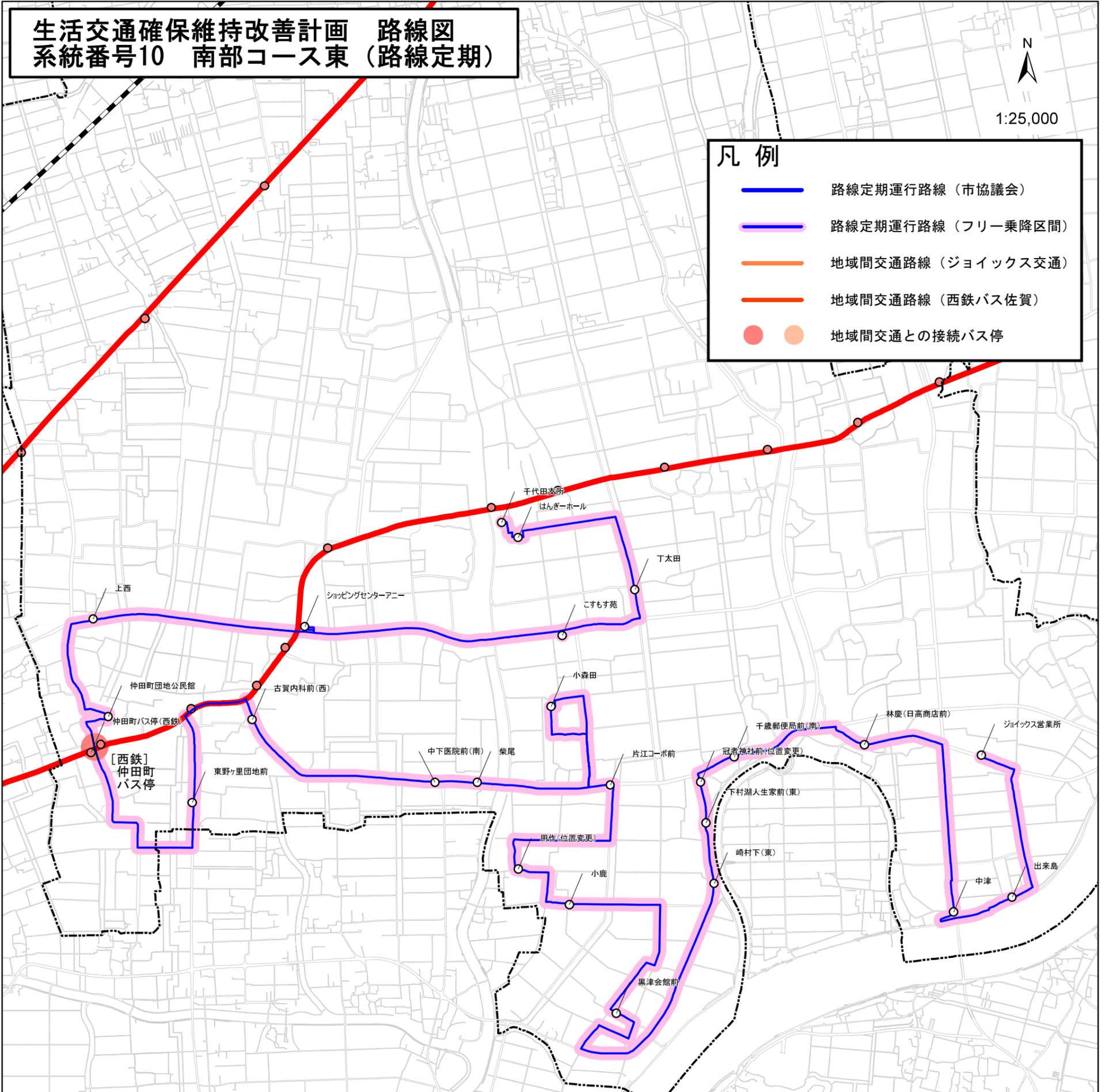


生活交通確保維持改善計画 路線図
 系統番号10 南部コース東 (路線定期)

1:25,000

凡例

- 路線定期運行路線 (市協議会)
- 路線定期運行路線 (フリー乗降区間)
- 地域間交通路線 (ジョイックス交通)
- 地域間交通路線 (西鉄バス佐賀)
- ● 地域間交通との接続バス停

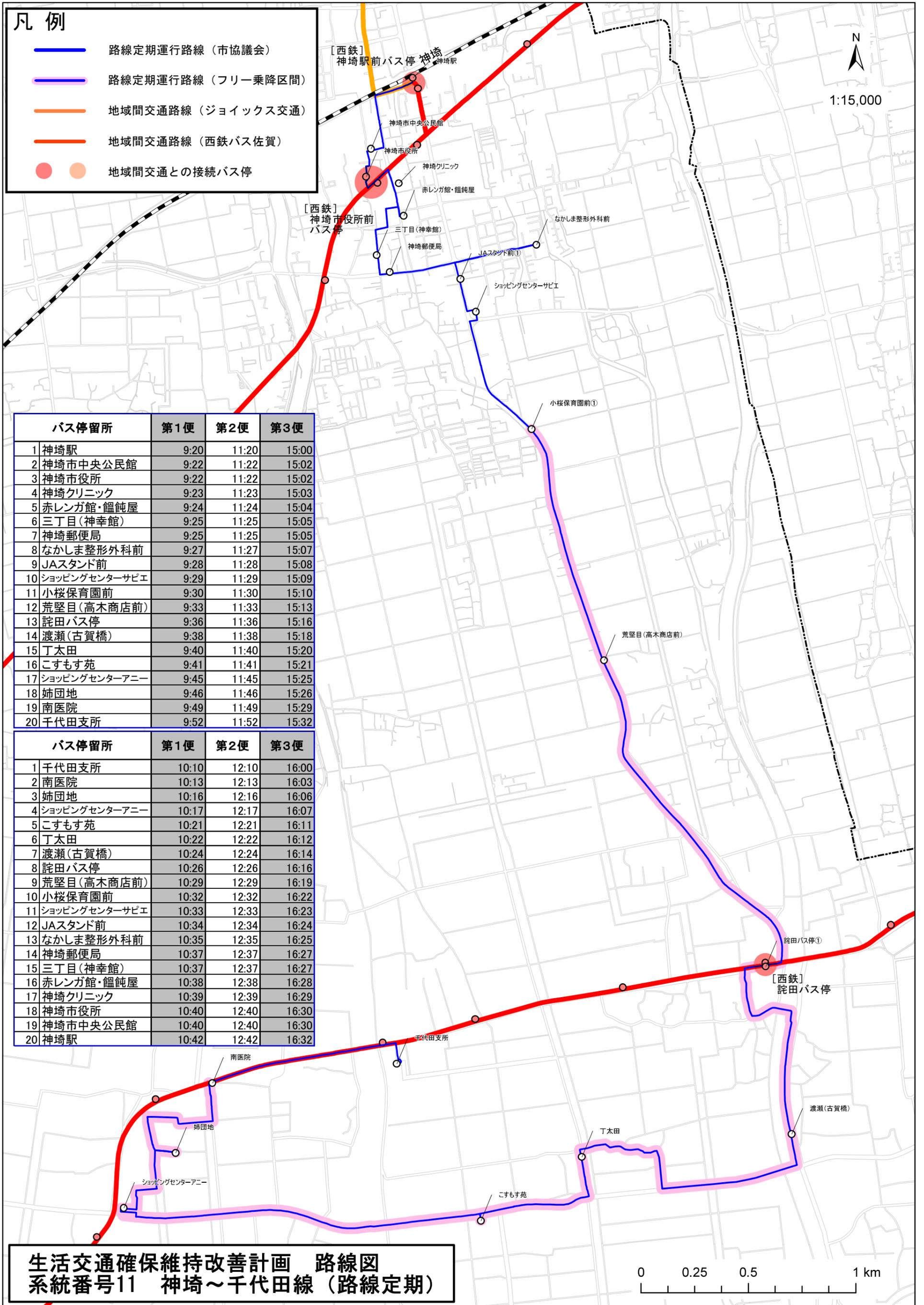


バス停留所	第1便	第2便	第3便	第4便
1 ジョイックス営業所	8:10	10:53	14:25	17:43
2 出来島	8:13	10:50	14:28	17:40
3 中津	8:15	10:48	14:30	17:38
4 林慶(日高商店前)	8:18	10:45	14:33	17:35
5 千歳郵便局前	8:19	10:44	14:34	17:34
6 冠者神社前	8:20	10:43	14:35	17:33
7 下村湖人生家	8:21	10:43	14:36	17:33
8 崎村下	8:22	10:42	14:37	17:32
9 黒津会館前	8:26	10:38	14:41	17:28
10 小鹿	8:30	10:34	14:45	17:24
11 用作(位置変更)	8:32	10:32	14:47	17:23
12 片江コーポ前	8:34	10:30	14:49	17:20
13 小森田	8:36	10:28	14:51	17:18
14 柴尾	8:40	10:24	14:55	17:14
15 中下医院前	8:41	10:23	14:56	17:13
16 古賀内科前	8:43	10:21	14:58	17:11
17 東野ヶ里団地前	8:46	10:18	15:01	17:08
18 仲田町バス停	8:48	10:16	15:03	17:06
19 仲田町団地公民館	8:49	10:15	15:04	17:05
20 上西	8:51	10:13	15:06	17:03
21 ショッピングセンターアニー	8:55	10:09	15:10	16:59
22 こすもす苑	8:59	10:05	15:14	16:55
23 丁太田	9:00	10:03	15:15	16:53
24 はんぎーホール	9:02	10:01	15:17	16:51
25 千代田支所	9:03	10:00	15:18	16:50



凡例

- 路線定期運行路線（市協議会）
- 路線定期運行路線（フリー乗降区間）
- 地域間交通路線（ジョイックス交通）
- 地域間交通路線（西鉄バス佐賀）
- ● 地域間交通との接続バス停



バス停留所	第1便	第2便	第3便
1 神埼駅	9:20	11:20	15:00
2 神埼市中央公民館	9:22	11:22	15:02
3 神埼市役所	9:22	11:22	15:02
4 神埼クリニック	9:23	11:23	15:03
5 赤レンガ館・饅頭屋	9:24	11:24	15:04
6 三丁目(神幸館)	9:25	11:25	15:05
7 神埼郵便局	9:25	11:25	15:05
8 なかしま整形外科前	9:27	11:27	15:07
9 JAスタンド前	9:28	11:28	15:08
10 ショッピングセンターサビエ	9:29	11:29	15:09
11 小桜保育園前	9:30	11:30	15:10
12 荒堅目(高木商店前)	9:33	11:33	15:13
13 詫田バス停	9:36	11:36	15:16
14 渡瀬(古賀橋)	9:38	11:38	15:18
15 丁太田	9:40	11:40	15:20
16 こすもす苑	9:41	11:41	15:21
17 ショッピングセンターアニー	9:45	11:45	15:25
18 姉団地	9:46	11:46	15:26
19 南医院	9:49	11:49	15:29
20 千代田支所	9:52	11:52	15:32

バス停留所	第1便	第2便	第3便
1 千代田支所	10:10	12:10	16:00
2 南医院	10:13	12:13	16:03
3 姉団地	10:16	12:16	16:06
4 ショッピングセンターアニー	10:17	12:17	16:07
5 こすもす苑	10:21	12:21	16:11
6 丁太田	10:22	12:22	16:12
7 渡瀬(古賀橋)	10:24	12:24	16:14
8 詫田バス停	10:26	12:26	16:16
9 荒堅目(高木商店前)	10:29	12:29	16:19
10 小桜保育園前	10:32	12:32	16:22
11 ショッピングセンターサビエ	10:33	12:33	16:23
12 JAスタンド前	10:34	12:34	16:24
13 なかしま整形外科前	10:35	12:35	16:25
14 神埼郵便局	10:37	12:37	16:27
15 三丁目(神幸館)	10:37	12:37	16:27
16 赤レンガ館・饅頭屋	10:38	12:38	16:28
17 神埼クリニック	10:39	12:39	16:29
18 神埼市役所	10:40	12:40	16:30
19 神埼市中央公民館	10:40	12:40	16:30
20 神埼駅	10:42	12:42	16:32

生活交通確保維持改善計画 路線図
 系統番号11 神埼～千代田線（路線定期）

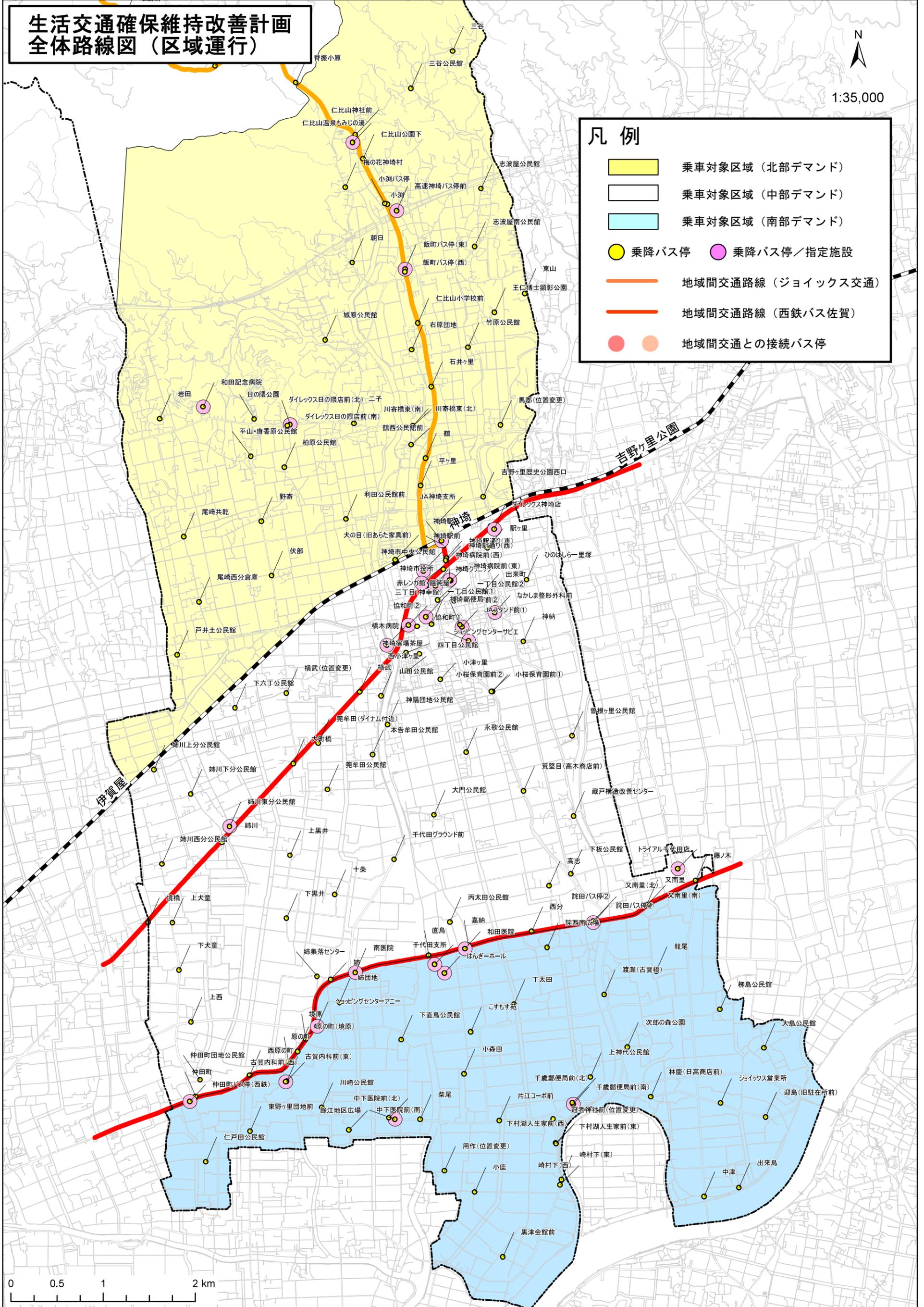
0 0.25 0.5 1 km

生活交通確保維持改善計画 全体路線図（区域運行）

1:35,000

凡例

- 乗車対象区域（北部デマンド）
- 乗車対象区域（中部デマンド）
- 乗車対象区域（南部デマンド）
- 乗降バス停
- 乗降バス停／指定施設
- 地域間交通路線（ジョイックス交通）
- 地域間交通路線（西鉄バス佐賀）
- 地域間交通との接続バス停



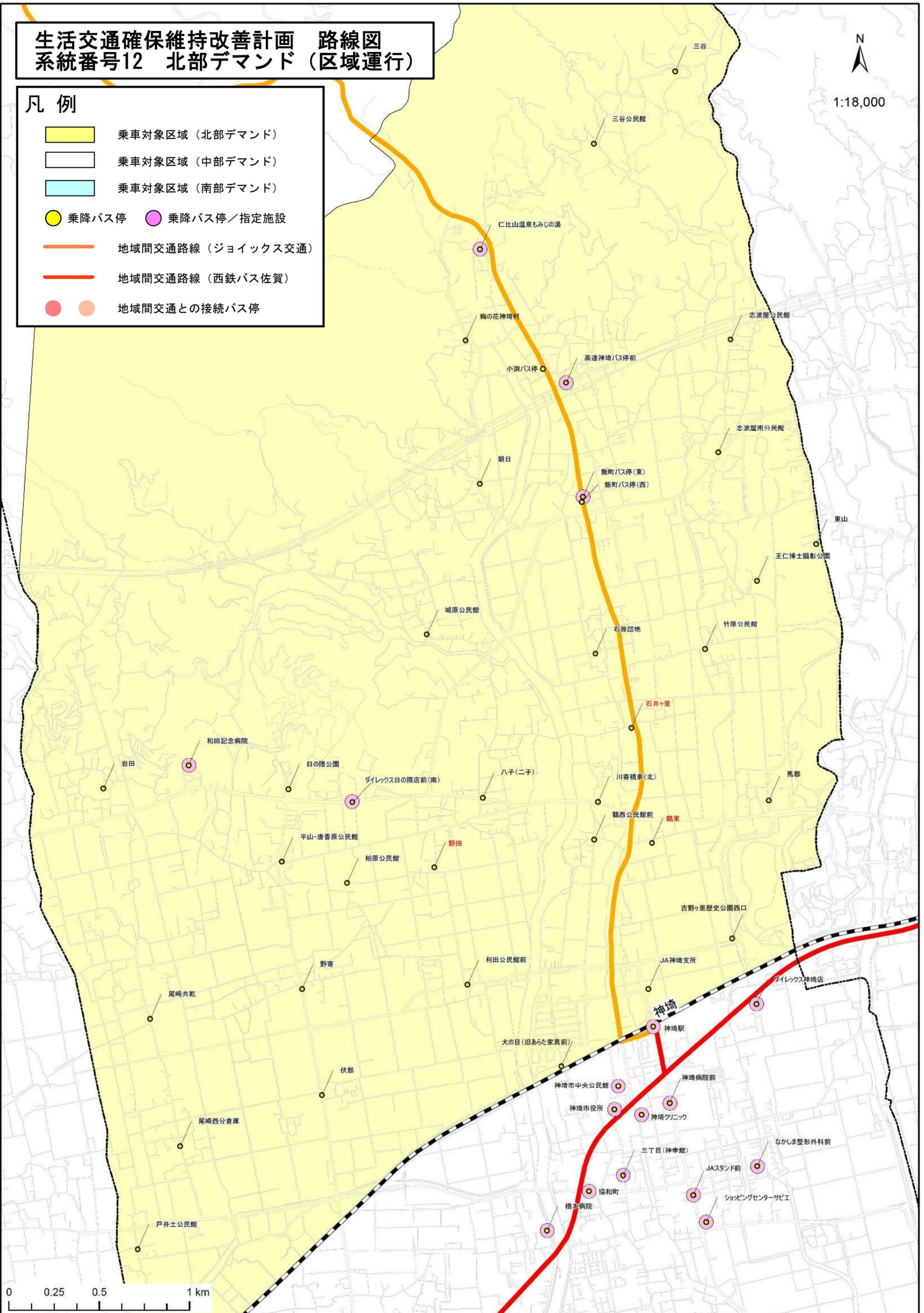
生活交通確保維持改善計画 路線図 (区域運行)

系統番号12 北部デマンド

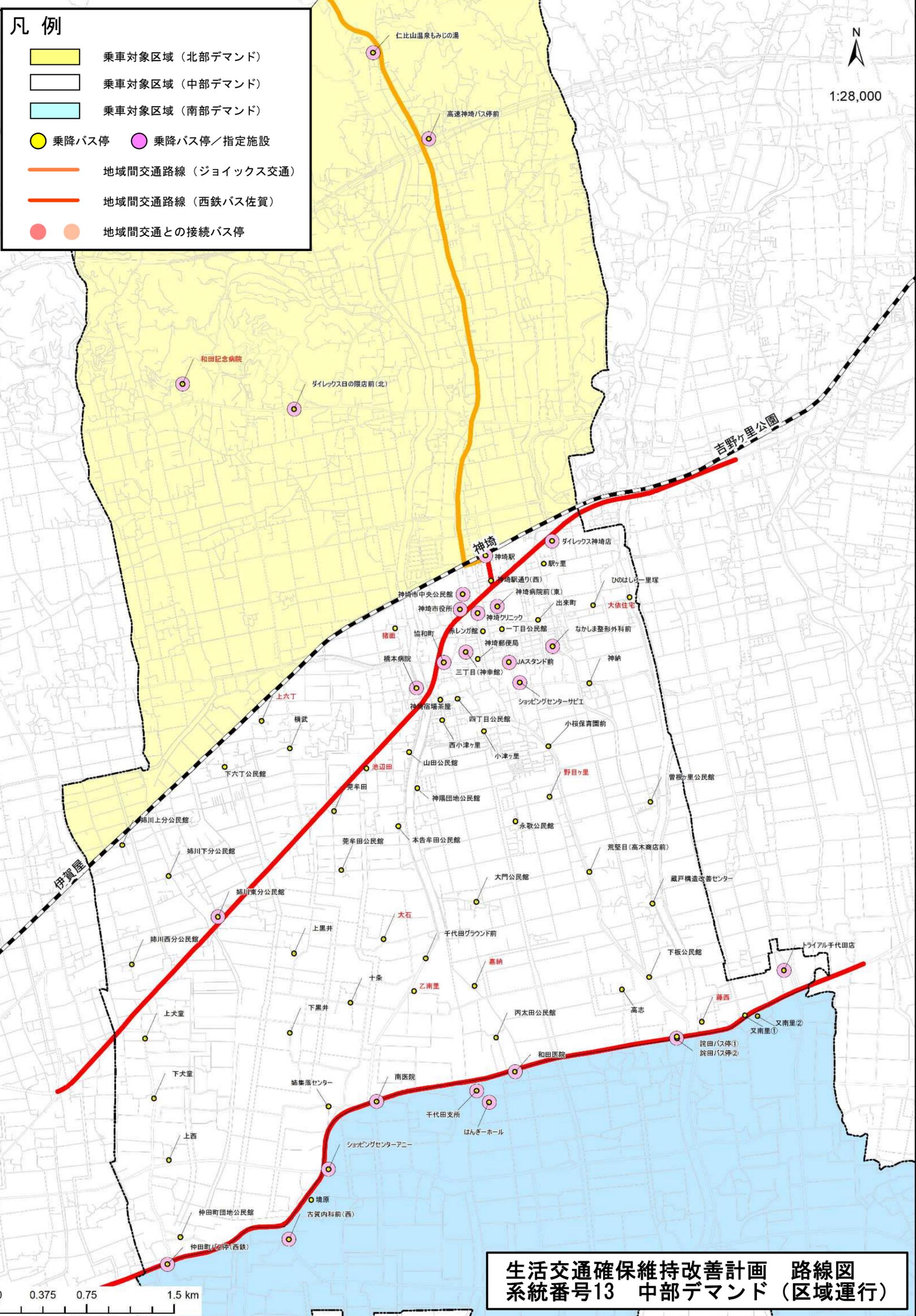
凡例

- 乗車対象区域 (北部デマンド)
- 乗車対象区域 (中部デマンド)
- 乗車対象区域 (南部デマンド)
- 乗降バス停
- 乗降バス停/指定施設
- 地域間交通路線 (ジョイックス交通)
- 地域間交通路線 (西鉄バス佐賀)
- 地域間交通との接続バス停

N
1:18,000



0 0.25 0.5 1 km



凡例

- 乗車対象区域 (北部デマンド)
- 乗車対象区域 (中部デマンド)
- 乗車対象区域 (南部デマンド)
- 乗降バス停
- 乗降バス停/指定施設
- 地域間交通路線 (ジョイックス交通)
- 地域間交通路線 (西鉄バス佐賀)
- 地域間交通との接続バス停

N
1:28,000

0 0.375 0.75 1.5 km

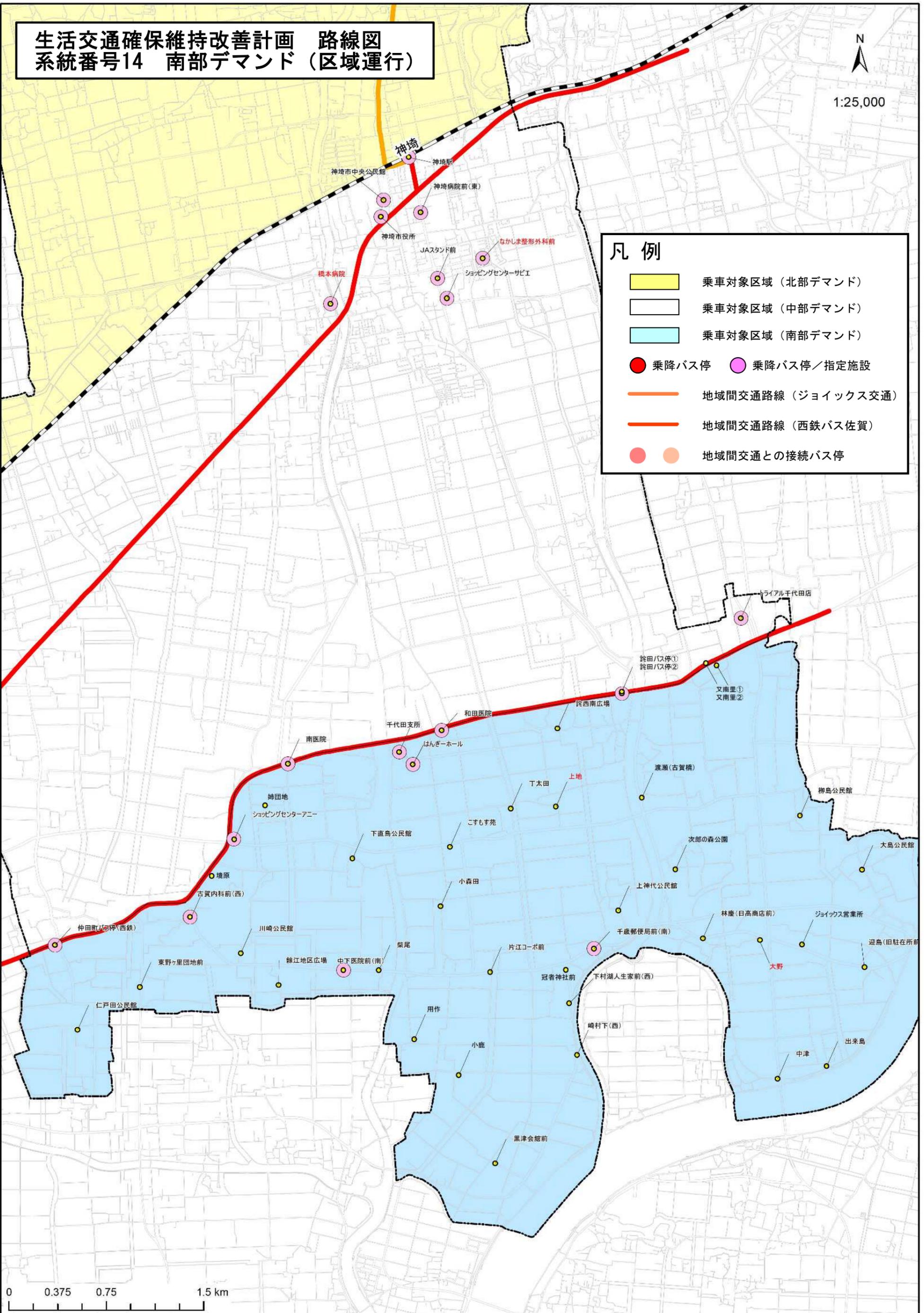
生活交通確保維持改善計画 路線図
 系統番号13 中部デマンド (区域運行)

生活交通確保維持改善計画 路線図
 系統番号14 南部デマンド (区域運行)

N
 1:25,000

凡例

- 乗車対象区域 (北部デマンド)
- 乗車対象区域 (中部デマンド)
- 乗車対象区域 (南部デマンド)
- 乗降バス停
- 乗降バス停/指定施設
- 地域間交通路線 (ジョイックス交通)
- 地域間交通路線 (西鉄バス佐賀)
- 地域間交通との接続バス停



議題

(5) 令和 5 年度生活交通確保維持改善計画（案）について

生活交通確保維持改善計画

令和 4 年 6 月

神崎市地域公共交通活性化協議会

令和5年度申請版

(補助対象期間 R4. 10. 1~R5. 9. 30)

地域公共交通確保維持改善事業 《地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金》

認定申請書作成の手引き

九州運輸局 交通政策部 交通企画課

地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実に向けた取組を支援

1. 地域の実情に応じた生活交通の確保維持(地域公共交通確保維持事業)

<支援の内容>

○幹線バス交通の運行や地域内交通の運行

- ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援。
- ・過疎地域等のコミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援。
- ・旅客運送サービス継続のためのダウンサイジング等の取組を支援。



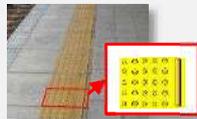
○離島航路・航空路の運航

離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援。

2. 快適で安全な公共交通の実現(地域公共交通バリア解消促進等事業)

<支援の内容>

- 高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等



3. 持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画策定等の後押し(地域公共交通調査等事業)

<支援の内容>

- 公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- バリアフリー化を促進するためのマスタープラン・基本構想の策定に係る調査

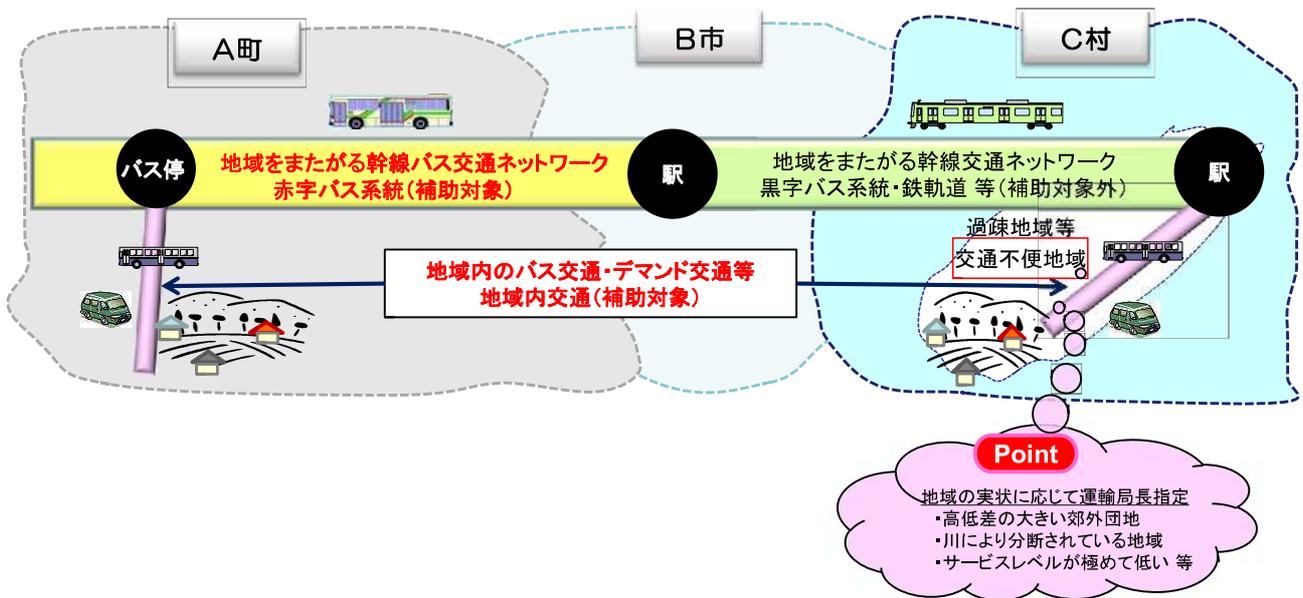
【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援

<支援の内容>

- 被災地の幹線バスの運行
- 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行

(1) 補助対象となるバス交通ネットワークのイメージ

① 補助対象となるバス交通のイメージ



② 地域をまたがる幹線バス交通ネットワークに対する補助の主な要件

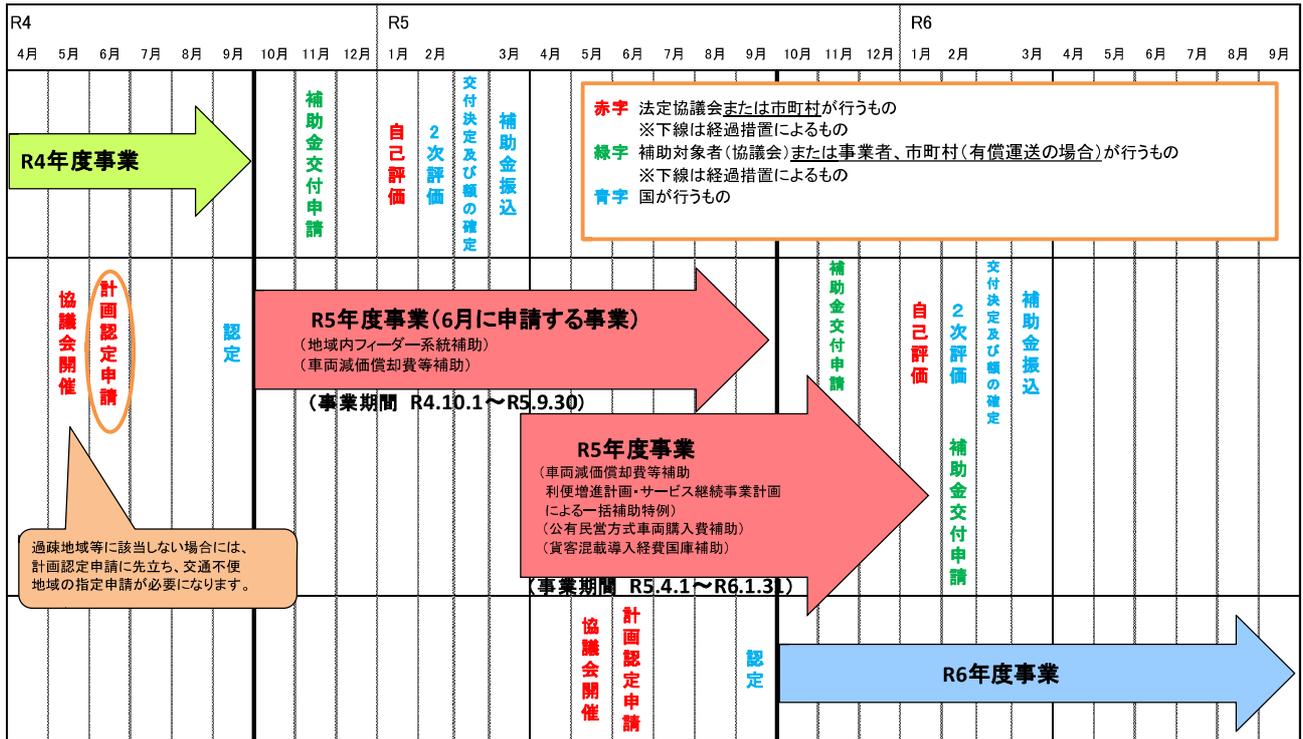
- 複数市町村にまたがる系統であること。(平成13年3月31日時点で判定)
- 1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの。
- 輸送量が15人～150人/日と見込まれること。
- 経常赤字が見込まれること。
- 等

③ 地域内のバス交通・デマンド交通等に対する補助の主な要件

- 「補助対象となる幹線バス交通ネットワークに係る地域内交通」または「補助対象外となる幹線交通ネットワークに係る地域内交通」
 - ・ 補助対象となる幹線バス交通ネットワークを補完するものであること、または、過疎地域など交通不便地域の移動確保を目的とするものであること。
- 幹線アクセス性
 - ・ 幹線バス交通ネットワーク等への乗り継ぎ円滑化のための措置を講じられていること。
- サービス充実性
 - ・ 新たに運行を開始、または、公的支援を受けるものであること。
- 乗車人員が2人/1回以上であること。
- 経常赤字が見込まれること。
- 等 詳しくはP6・7を参照して下さい。

今回の申請はこちら
に該当します

(2) 計画の認定申請から補助金振込までのスケジュール



令和5年度事業にかかる補助金交付までの流れ

- ①地域公共交通計画(※生活交通確保維持改善計画(又は地域内フィーダー系統確保維持計画))認定申請
(令和4年6月30日まで)

※令和6年度事業までは、経過措置により、従前の例により申請が可能です。
- ②認定(令和4年9月下旬)
- ③事業実施期間
 地域内フィーダー系統運行費補助、減価償却費等補助
 → 令和4年10月1日~令和5年9月30日
 減価償却費等補助(利便増進計画に伴う一括補助、自家用有償旅客運送)、公有民営方式車両購入費補助
 → 令和5年4月1日~令和6年1月31日
- ④途中、計画に変更が生じた場合は、事前に変更認定申請又は変更届出必要

(事前に内容を確認する必要がありますので、基本、実施予定日の1ヶ月前を目安に一旦データにて提出いただき、確認後、正式に申請又は届出を行ってください)
- ⑤補助金交付申請
 地域内フィーダー系統運行費補助、減価償却費等補助
 → 令和5年11月30日まで
 減価償却費等補助(再編に伴う一括補助、自家用有償旅客運送)、公有民営方式車両購入費補助
 → 令和6年2月10日まで
- ⑥交付決定及び額の確定(令和6年2月下旬)
- ⑦補助金支払い(令和6年3月~4月頃)

要注意!! 変更認定(届)をせずに運行した場合には、補助が受けられない場合があります。

様式第 1 - 6 (日本工業規格 A 列 4 番)

令和 4 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	神崎市地域公共交通活性化協議会
住 所	佐賀県神崎市神崎町鶴 3542 番地 1
代表者氏名	会 長 中 島 勝 利

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					運行路線の別	基準/で 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保
神崎市	(有)ジョイックス交通	(1) 北部コース西(右回り)	神崎駅	尾崎、城原、野奇	神崎駅	循環 23.7km .km	100日	200.0回		①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス佐賀線の神崎線と神崎市役所前バス停にて接続	③
	(有)ジョイックス交通	(2) 北部コース西(左回り)	神崎駅	野奇、城原、尾崎	神崎駅	循環 23.7km .km	100日	200.0回		①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス佐賀線の神崎線と神崎市役所前バス停にて接続	③
	(有)ジョイックス交通	(3) 北部コース東(右回り)	神崎駅	鶴西、三谷、馬郡	神崎駅	循環 22.km .km	100日	200.0回		①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス佐賀線の鳥栖神崎線と神崎駅バス停にて接続	③
	(有)ジョイックス交通	(4) 北部コース東(左回り)	神崎駅	馬郡、三谷、鶴西	神崎駅	循環 22.km .km	100日	200.0回		①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス佐賀線の鳥栖神崎線と神崎駅バス停にて接続	③
	(有)ジョイックス交通	(5) 中部コース西(右回り)	神崎駅	アニー、上西、姉川	神崎駅	循環 22.2km .km	100日	200.0回		①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス佐賀線の鳥栖神崎線と神崎駅バス停にて接続	③
	(有)ジョイックス交通	(6) 中部コース西(左回り)	神崎駅	姉川、上西、アニー	神崎駅	循環 22.2km .km	100日	200.0回		①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス佐賀線の鳥栖神崎線と神崎駅バス停にて接続	③
	(有)ジョイックス交通	(7) 中部コース東(右回り)	神崎駅	永歌、蔵戸、駒ヶ里	神崎駅	循環 21.5km .km	100日	200.0回		①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス佐賀線の江見線と詫田バス停にて接続	③
	(有)ジョイックス交通	(8) 中部コース東(左回り)	神崎駅	駒ヶ里、蔵戸、永歌	神崎駅	循環 21.5km .km	100日	200.0回		①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス佐賀線の江見線と詫田バス停にて接続	③
	(有)ジョイックス交通	(9) 南部コース西	千代田支所	姉、柴尾、龍尾、迎島	ジョイックス営業所	往復 20.8km 20.8km	96日	192.0回		①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス佐賀線の江見線と詫田バス停にて接続	③
	(有)ジョイックス交通	(10) 南部コース東	千代田支所	仲田町、岬村、出来島	ジョイックス営業所	往復 24.km 24.km	96日	192.0回		①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バス佐賀線の江見線と仲田バス停にて接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらからの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「運行系統名」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークどどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					運行態様の別 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ハデ 該当する 要件
神崎市	(有)ジョイックス交通	(11) 神崎～千代田線	神崎駅	詫田バス 停	千代田支所	往 13.8km 復 13.8km	296日	444.0回		路線定期	①	③
	(有)ジョイックス交通	(12) 北部デマンド		神崎町		.km .km	96日	288.0回		区域	①	③
	(有)ジョイックス交通	(13) 中部デマンド		神崎町、 千代田町		.km .km	100日	300.0回		区域	①	③
	(有)ジョイックス交通	(14) 南部デマンド		神崎町、 千代田町		.km .km	100日	300.0回		区域	①	③
		(15)				.km .km	日	.0回		路線定期		
		(16)				.km .km	日	.0回		路線定期		
		(17)				.km .km	日	.0回		路線定期		
		(18)				.km .km	日	.0回		路線定期		
		(19)				.km .km	日	.0回		路線定期		
		(20)				.km .km	日	.0回		路線定期		

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	神崎市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	24,171
交通不便地域等	1,488

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
1,488	脊振町	過疎法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
地域公共交通計画	R2.3.25	令和2年度
地域公共交通利便増進計画		

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。
 なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

【認知症にやさしいまちづくり事業】

認知症普及啓発事業

神崎市役所 高齢障がい課

1

認知症にやさしいまちづくり事業

認知症はだれでもなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることも含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指すためには、認知症に関する正しい知識と理解を持って、認知症に関する心理的な障壁をなくし、本人やその家族、地域住民がともに支え合う社会を構築していく必要があります。

この事業のテーマは、『認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる』

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、認知症への正しい知識と理解を普及するため、神崎市では様々な認知症に関する事業を展開していきます。



2

認知症普及啓発事業

「認知症って何？」
「認知症のことを知りたい！」
と思うきっかけづくり

認知症施策推進大綱のテーマである「共生」をイメージしたイラストを、神埼市内の福祉系高校・大学の学生に作成を依頼し、できあがったイラストを①市内を走る巡回バスにプリントする。②市役所や介護関係事業所の車にマグネットを貼る。

⇒①と②の車が神埼市内を走り、多くの市民の方に見てもらって、認知症のことを考えるきっかけにする。

認知症施策推進大綱

「共生」とは、認知症の人が、**尊厳と希望を持って認知症とともに生きる**。また、**認知症であってもなくても同じ社会でともに生きる**、という意味である。

生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力生活上の困難を減らし、**住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会**を目指す。

認知症があってもなくても、同じ「人」としてともに生きる。

「支えられる側」と「支える側」ではなく、ともに支えあう。

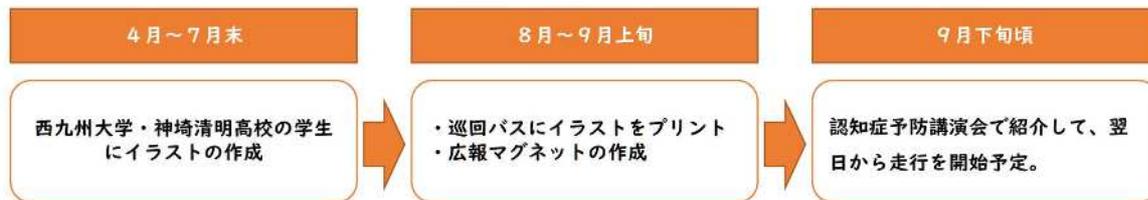


認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けていくための障壁を減らす。
「認知症バリアフリー」

一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく。

3

◎走行開始までのスケジュール



◎走行開始後



4